

○湯前町身体障がい者用自動車改造費助成事業実施要綱

(平成20年9月26日要綱第6号)

改正 平成27年3月31日要綱第1号

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条及び地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく身体障がい者自動車改造費助成事業は、重度身体障がい者が就労、自立した生活及び社会活動への参加（以下「就労等」という。）に伴い、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の社会参加の促進を図り、福祉の増進に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 自動車改造費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、町内に居住地を有する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、助成は原則として対象者一人につき1車両1回限りとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が上肢機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害の1級又は2級の者
- (2) 自動車運転免許（道路交通法第84条の規定による公安委員会の運転免許（仮免許を除く。）をいう。）証（以下「運転免許証」という。）を有する者
- (3) 就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の操向装置（ハンドルをいう。）、駆動装置（アクセル及びブレーキをいう。）等の一部を改造する必要がある者
- (4) 助成金を支給する月の属する年の前年の所得金額（各種所得控除後の額）が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、操向装置、駆動装置等の改造に要する経費として、1件あたり10万円を限度とする。

(申請)

第4条 助成金の支給を受けようとする対象者は（以下「申請者」という。）は、自動車の改造前又は改造後の6箇月以内に身体障がい者用自動車改造費助成申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 身体障害者手帳の写し
 - (2) 運転免許証の写し
 - (3) 申請者の属する世帯の前年分所得金額が確認できる書類（世帯全員の所得証明書）
 - (4) 車検証の写し
 - (5) 改造を行う業者の見積書（自動車の改造箇所及び改造経費を明らかにしたもの）
- (決定等)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査し、支給の可否を決定し、その旨を身体障がい者用自動車改造費助成決定（却下）通知書（別記第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（支払）

第6条 前条の規定により支給決定の通知を受けた者（以下「決定者」という。）は、町長の指定する期日までに身体障がい者用自動車改造費助成請求書（別記第3号様式）に自動車改造に要した費用の額が明らかとなる領収書を添えて町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、当該請求内容を審査し、速やかに助成金を支払うものとする。

（助成金の返還）

第7条 町長は、決定者が申請等にあたり虚偽その他不正な行為を行ったと認めたときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（台帳）

第8条 町長は、決定者に係る身体障がい者用自動車改造費助成受給者台帳（別記第4号様式）を整備するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月31日要綱第1号)

この告示は、公布の日から施行する。